

## 論文審査結果の要旨

平成 29 年 8 月 3 日（木）午後 2 時 40 分から 4 時 30 分まで、文学部会議室において公開審査会が開かれ、本論文について概要の発表と論文内容についての質疑応答が行われた。主な論点は以下の通りである。

### 1. 研究の方向性

教育現場での疑問をもとにこれまでの日本語研究における分析をみなおそうとする本論文は、意欲的研究として注目される。ただ、クライにまつわる現象をすべて一括りに扱おうとすることによる不都合も避けがたく、クライの意味・用法に関する先行研究をもとに、本研究が新たに明らかにした部分が見えにくいとの指摘がなされた。特に、本論文では「程度（的意味）」というものをどのようにとらえているのかということになお曖昧さがのこっており、そのために、先行研究との間で議論が必ずしもかみあっていないという点が指摘された。筆者が提案しようとする、教育現場で有益・便利な指導法というものが、従来の言語研究における枠組みとどのような対応・関連を示すのかということ、さらにはっきりうちだすことがのぞまれる。それによって、本研究が提案する指導法による教育効果についても、ある程度予測や見通しをたてることが可能になるものと考えられる。

### 2. 連用修飾用法のあつかい

本論文では、クライが連用修飾成分に位置する場合には「高程度」を表すものが多いということ、先行研究との大きい相違点として主張する。しかし、連用修飾用法の場合に「高程度」になるのは、統語的条件によって生じる、いわば文法的意味としての「程度（の高さ）」であり、クライが有する意味として従来指摘されてきた「程度（の高さ）」とはことなるのではないかという疑問が提出された。

また、本論文は、クライの連用修飾用法が高程度になるのに対し、それに「に」をくわえたクライニが非高程度になる原因について、クライニが概数量を表す名詞的用法であることによると説明し、それをクライとクライニについて明確な違いが説明されてこなかった先行研究との相違点として主張する。しかし、これについても、挙げられている例を見る限り、動作の分量を修飾するものと、動作の結果を表すものとの相違という、連用修飾成分の種類の違いによって説明が可能であり、「概数量」というネーミングをつけただけでは説明になっていないのではないかという指摘がなされた。

このように、連用修飾用法の機能と、それに関連して問題になる「程度（的意味）」の内実については、本研究と従来の考え方との異同をあらためて捉えなおし、先行研究における理解をより慎重に検討する余地がある。

### 3. 分析方法

本論文の独創的な点の一つは、コーパスとアンケートの併用という手法を取り入れたことである。それにより、直観・作例による判断をできる限り排することをめざしたわけであるが、そうはいっても、個別の例をどのように解釈するかということについては、明確な基準（たとえば「程度」の規定など）がなければ、直観にたよらざるを得なくなる。個別の文がどのように解釈されるかということと、どのように解釈される文が多いかということは別問題であり、その点、本論文で示される用例については、複数の解釈が可能なものも多分に含まれる。関連して、本論文の議論の発端に位置づけられる、教育現場における学習者による文の産出については、母語による干渉も考慮に入れる必要があるのではないかといったことも指摘された。アンケートにおいても同様に、調査の意図が回答者に正確に伝わるような設問項目になっていないおそれのある点が指摘された。全体的に、本研究での分析の意図をいっそう明確に示すことによって、例文の解釈のゆれを防ぐ余地があると考えられる。

また、本論文では、コーパスによる調査も含めて、基本的に文字化された資料を調査しているが、その際、対象とする言語要素について、漢字表記するか仮名表記するかといった表記のしかたについても、視野に入れる必要があることが指摘された。特に「程度」のような語の場合には、漢字表記することによって漢語としての実質的意味が意識されやすくなる一方で、本論文で問題にするような用法においては書き言葉においても一般に仮名書きされる頻度は高くないといった問題もある。

本論文は、教育現場での疑問をもとに言語現象を研究し、その成果を現場に還元することの、一つの先駆的な事例研究として示されたものといえる。大規模なコーパスとともにアンケート調査も併用して内省による恣意性を極力排することにつとめている点にも特色がある。従来の研究領域の枠組みとの関連が必ずしも明確でないだけに方向性や方法に関する課題は多いが、新たな視点からの日本語研究の可能性を示した、研究史上有意義なものである。

よって本委員会は、学位論文審査における評価基準に照らして、本論文が博士（文学）の学位を授与するに値することを認める。